

山形県中学校教育研究会 運営要綱

(1) 本会の構成団体は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 山形市中学校教育研究会 | 2 上山市小中学校教育研究会 |
| 3 東村山地区小中学校教育研究会 | 4 西村山学校教育研究会 |
| 5 北村山地区小中学校教育研究会 | 6 最上地区小・中学校教育研究会 |
| 7 米沢市中学校教育研究会 | 8 東置賜地区小・中学校教育研究会 |
| 9 西置賜地区現職教育協議会 | 10 田川地区学校教育研究会 |
| 11 飽海地区教育研究会 | |

(2) 会則第五条に定める研究会は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-----------|-----------|------------|----------|-------|
| 1 国語 | 2 社会 | 3 数学 | 4 理科 | 5 音楽 |
| 6 造形 | 7 体育 | 8 技術・家庭 | 9 英語 | 10 道徳 |
| 11 総合的な学習 | 12 特別活動 | 13 メディア教育 | 14 図書館教育 | 18 養護 |
| 15 新聞教育 | 16 特別支援教育 | 17 へき地・小規模 | | |
| 19 学校事務 | | | | |

(3) 各研究部で開催する全国大会・東北大会・県大会の補助金は、6年に1回を原則とする。

(4) 研究部会の活動は負担加重にならないように配慮する。

(5) 各構成団体の構成員（会員）は定数内教職員を原則とする。

(6) 会則第十二条に定める各構成団体の負担金の算出および納期は、次のとおりとする。

- ① 負担金の算出は、会員一人あたり年間1,000円とする。
- ② 負担金の納期は、毎年7月末までとする。

(7) 各研究部会の事業費および支出については、各研究部長の専決とする。

- ① 各研究部会の経理に必要な帳簿・領収書等は、各研究部会長の責任において作成し、処理する。

(8) 諸会議、研究会等は、必要に応じて小学校と合同で行うことができる。

(9) 非常変災等のやむを得ない理由により、諸会議への招集ができない場合には、書面表決等により決議を行うことができる。

付 則

この運営要綱は、平成22年2月10日に改正し、平成22年4月1日より施行する。

この運営要綱は、平成28年2月16日に改正し、平成28年4月1日より施行する。

この運営要綱は、平成28年6月29日に改正し、平成28年6月29日より施行する。

この運営要綱は、令和2年5月27日に改正し、令和2年5月27日より施行する。

この運営要綱は、令和4年7月11日に改正し、令和4年7月11日より施行する。

この運営要綱は、令和5年7月18日に改正し、令和5年7月18日より施行する。